

# 令和8年度環境保全型農業直接支払交付金(環境直払)について

※令和8年1月時点の情報を基に作成

## 1. 制度の概要

化学肥料・化学農薬を県の慣行レベルから5割以上低減した上で「地球温暖化防止」や「生物多様性保全」に効果の高い営農活動に地域でまとまりをもって取り組んだ場合、市が国・県と一体となって掛かり増し経費の支援を行います。現時点では、令和7年度から大きな変更はありません。

## 2. 支援対象

対象	原則、複数の農業者等によって構成される任意組織(農業者団体)
農地要件	<ul style="list-style-type: none"><li>市内の農業振興地域内のは場で対象活動を実施すること。 ※市街化区域(農振除外地・都市計画税対象農地 等)での取組は対象外</li></ul>
農業者要件	<ul style="list-style-type: none"><li>取組の対象作物(主作物)について販売を目的に生産を行っていること。</li><li>主作物の特別栽培農産物認証を受けていること。※有機農業の場合を除く</li><li>環境負荷低減のチェックシートの取組を実施していること。</li></ul>

## 3. 留意事項

予算内での交付	<ul style="list-style-type: none"><li>全体の申請額が予算額を上回った場合は交付金が減額されることがあります。</li></ul>
R8年度以降のメタン対策	<ul style="list-style-type: none"><li>メタン対策のうち「秋耕」及び「稲わら腐熟促進資材の施用」は、当年度に実施した対策ではなく、前年度に実施した対策での申請となりますので、計画的な実施及び写真などの証拠書類の確実な保管をお願いします。 ※ 令和8年度は令和7年度実施の対策、令和9年度は令和8年度実施の対策で申請</li></ul>
R9年度からのみどり認定要件化(予定)	<ul style="list-style-type: none"><li>令和9年度に環境直払に取り組む農業者は、令和8年度中に環境直払の取組内容を記載した環境負荷低減事業活動実施計画を県に提出し、認定を受ける必要があります(「炭の投入」以外の取組は、土壤診断結果の添付が必要)。</li><li>手続きについては、県庄内総合支庁農業技術普及課にお問い合わせください。 ※ グループ単位での申請も可能ですので、まずは団体内で申請方法をご確認ください</li></ul>

## 4. 申請から交付までの流れ

~2月20日(金) 農業者は営農計画書に取組番号を記入し、営農計画書の写しを団体へ提出

<記入例>

記載欄								
計画 積	水稻品種名 転作作物名	収量 等級	基準 单収 kg	特別 栽培 等の 状況	異動の内容(転作等) (売買・賃借・受委託等の相手名・集落名)	航空 除除 面積	集落 営農 担い手 面積	転作作物 の出荷先
	はえぬき	19		直播 有機 特栽			集 落 自家用 JA出荷 担い手 JA以外の出荷先	1
	飼料用米 ふくひびき	19		直播 有機 特栽			集 落 自家用 JA出荷 担い手 JA以外の出荷先	
	つや姫	19		直播 有機 特栽			集 落 自家用 JA出荷 担い手 JA以外の出荷先	6

取組番号が  
R7から変わって  
いますので  
ご注意ください

~3月末	申請するほ場・実施する取組を団体内で取りまとめ、市に報告
~6月末	団体が実施する取組や取組面積、取り組む農業者などを記載した計画書を作成し、市に計画の認定を申請
11月末目途	団体が農業者の生産記録、資材の購入伝票、状況写真などの証拠書類を取りまとめて報告書とともに市に提出し、実施状況(見込を含む)を報告
翌年2月~3月	市が実施状況を確認したのち、団体に交付金を交付し、団体が農業者に分配

## 4. 対象活動

番号	取組内容	単価 (円/10a)	交付要件
1	<b>堆肥の施用</b> 主作物の栽培期間の前後 いずれかに堆肥を施用  <u>※水稻は要メタン対策(下記)</u>	3,600	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>C/N比10以上</u>の腐熟したもので、成分が証明されたものを使用</li> <li>● 堆肥施用後に栽培する作物が<u>水稻の場合は400kg/10a以上、水稻以外の場合は800kg/10a以上</u>施用</li> <li>● <u>土壤診断を実施</u>の上、堆肥施用量が肥効率を考慮した堆肥由来の窒素成分量が原則県の施肥基準等を上回らないよう施用</li> </ul>
2	<b>緑肥の施用</b> カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培  <u>※水稻は要メタン対策(下記)</u>	5,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 品質の確保された種子を<u>標準播種量以上</u>に播種</li> <li>● <u>適正な栽培管理</u>を行った上で、子実等の収穫を行わず、<u>作物体を全て土壤に還元(すきこみ)</u> ※ カバークロップの栽培期間は、春夏播きの場合はおおむね2ヶ月以上、秋冬播きの場合はおおむね4ヶ月以上</li> </ul>
3	<b>炭の投入</b> 主作物の栽培期間の前後 いずれかに炭を施用	5,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 塗料、接着剤等農地に不適切なものを含まない炭を使用</li> <li>● <u>自家製炭</u>の場合は、原料が農林業で排出され、かつ木竹・草本・もみ殻・稻わら・木の実由来であり、<u>市販の炭化装置で販売元の示す炭化方法に従って</u>十分に炭化したものを使用 ※ 自家製炭は廃棄物処理法の適用を受けることがあるため、事前に市の廃棄物担当課に確認すること</li> <li>● <u>10a当たり50kg以上</u>(もみ殻くん炭は50kgか500L以上)施用</li> </ul>
	<b>総合防除</b> <u>※水稻は要メタン対策(下記)</u>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県のIPM実践指標で<u>6割以上</u>の取組を実施</li> </ul>
4	下記以外(主食用水稻、麦・豆類、いも・野菜類、果樹)	4,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水稻は、除草剤を使用しない畦畔の雑草管理(<u>生育期間中に3回程度の除草</u>)及び<u>メタン対策</u>を実施 ※ 多面的機能支払交付金の「畦畔除草」との重複申請は不可</li> </ul>
5	そば等雑穀、飼料作物(飼料用稻を含む)	2,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水稻以外は、交信かく乱剤、天敵温存植物、天敵等生物農薬(JAS表B.1の農薬でほ場で利用)のうち、1つ以上の利用を実施</li> </ul>
	<b>有機農業</b> <u>※転換期間中の支援は一度</u>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 化学肥料・化学合成農薬を使用していない</li> </ul>
8	そば等雑穀、飼料作物(飼料用稻を含む) ※永年性飼料作物は不可	3,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>播種又は植付け前2年以上</u>使用禁止資材を使用せず、<u>飛来・流入防止措置</u>を講じている</li> <li>● 有害動植物の防除を適切に実施</li> <li>● 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わない ※ 有機JAS認証未取得の場合は、<u>JAS認証と同程度の資材証明、現地確認等が必要</u></li> </ul>
6	上記以外(主食用水稻、麦・豆類、いも・野菜類、果樹)	14,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>土壤診断を実施の上、堆肥、緑肥の施用又は炭の投入を同一要件で(堆肥、緑肥の施用で水稻の場合はメタン対策も)</u>実施</li> </ul>
7	炭素貯留効果の高い取組(加算措置)	16,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>土壤診断を実施の上、堆肥、緑肥の施用又は炭の投入を同一要件で(堆肥、緑肥の施用で水稻の場合はメタン対策も)</u>実施</li> </ul>
+	取組拡大加算 (新規取組者への指導等) ※取組番号は6+か7+	新規取組面積あたり +4,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指導を行う者と受ける者の双方が当年度に6か7の取組を実施</li> <li>● 指導を受ける者は原則有機農業新規参入者で、<u>交付実績がない</u> ※ 既に有機農業に取り組む農業法人所属の農業者は対象外</li> </ul>

<b>メ タ ン 対 策</b> ※ い ず れ か 1 つ を 実 施	長期中干し	生育中期に <u>14日以上</u> 実施(溝切りの実施は任意) ※ 他の対策に取り組めず、品質・収量低下や重金属類基準値超過などリスクに自己責任で対処できる場合にのみ受付
	前年度の湛水不実施	前年度水張りしていない
	前年度の秋耕	湛水 <u>4か月前以上</u> 前に耕うんを実施
	前年度の稻わら腐熟促進資材の施用	石灰窒素10~20kg/10aを稻刈り後10月末までに散布 ※ 炭素貯留効果の高い有機農業(加算措置)に取り組む場合は不可

### お問合せ先

- 鶴岡市役所農政課 成澤 Tel:35-1295   ■藤島庁舎産業建設課 武田 Tel:64-5809  
 ■羽黒庁舎産業建設課 菊池 Tel:26-8777   ■櫛引庁舎産業建設課 長南 Tel:57-2114  
 ■朝日庁舎産業建設課 大館 Tel:53-2117   ■温海庁舎産業建設課 五十嵐 Tel:43-4616